

## 高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

標記のことについて、別添のとおり 令和2年10月30日付け（資料1）及び令和2年11月5日付け（資料2）で文部科学省から事務連絡がありましたので、下記について、お知らせします。

### 記

環境省から、令和2年10月24日に北海道紋別市において採取された野鳥の糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出（陽性）された旨の発表（資料1）及び農林水産省から、令和2年11月5日に香川県において疑似患畜が確認された旨の発表（資料2）がありました。

現時点で、すぐに人への感染大が危惧される状況にはありませんが、改めて、手洗い、うがいの励行など日頃からの感染対策について、徹底されるようお願いいたします。

これらに加えて、死んだ野鳥や鳥の排泄物などに不用意に触れない、生きた鳥に不必要に近づかない、などの注意も必要です。

研究・教育活動及び野外における諸活動などで鳥に接触する必要がある場合には、自身の健康管理に加えて、研究環境の管理にも注意してください。

なお、詳細については資料等をご覧ください。

<参考ホームページ>

農林水産省 我が国における鳥インフルエンザの状況について

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>

環境省 国民の皆様へ 野鳥との接し方について

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)